

令和 6 年 3 月 18 日
高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区外指定地域密着型サービス事業者
地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定 年月日	練馬区民 利用者数	備考
リハビリデイサービス n a g o m i 弥生町店 東京都中野区弥生町一丁 目 7 番 7 号	株式会社 n C S	令和 6 年 4 月 1 日	1 名	